

◎宮崎労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

「高年齢者雇用確保措置の導入手続きはお済みでしょうか」

意欲と能力のある高年齢者がいきいきと活躍し続けることができる社会の実現に向けて、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「改正高年齢者雇用安定法」により、65 歳未満の定年の定めをしている事業主は次のいずれかの「高年齢者雇用確保措置」を講じなければなりません。

- ① 65 歳までの定年の引き上げ
- ② 65 歳までの継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止

なお、定年の引き上げ・継続雇用制度の導入については、厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせて、左記のとおり段階的に引き上げることができます。

- 平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 : 64 歳
- 平成 25 年 4 月 1 日以降 : 65 歳

また、継続雇用制度を導入する場合、その対象となる労働者については、原則希望者全員となりますが、労使協定（労使の合意）により一定の基準を定めることができます。

これらの措置を講ずることにより、就業規則の改正、労使協定の締結などの手続きも必要になりますのでご注意ください。

詳しくは、宮崎労働局職業対策課または最寄りのハローワークまでお問合せ下さい。

- ・宮崎労働局職業対策課（0985-38-8824）
- ・ハローワーク宮崎（0985-23-2245）
- ・ハローワーク日向（0982-52-4131）
- ・ハローワーク日南（0987-23-8609）
- ・ハローワーク小林（0984-23-2171）
- ・ハローワーク延岡（0982-32-5435）
- ・ハローワーク都城（0986-22-1745）
- ・ハローワーク高鍋（0983-23-0848）